

特別定額給付金について

相生市特別定額給付金担当 ☎ 7167

【給付対象者・受給権者】

基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記載されている方が対象となります。受給権者は、対象者が所属する世帯の「世帯主」です。

【給付額】 給付対象者(世帯員)1人につき10万円

【申請方法】

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本としています。

※やむを得ない場合に限り窓口における申請を認めています。詳しくは、相生市特別定額給付金担当窓口までご相談ください。

(1) 郵送申請

世帯主宛に申請書等を5月下旬に発送します。申請書に必要事項を記入の上、世帯主の本人確認書類(注1)及び世帯主の口座確認書類(注2)の写しを添付し、同封の返信用封筒にて返送ください。

(注1) 本人確認書類とは、運転免許証、保険証、マイナンバーカード(顔写真がついたもの)、年金手帳のうち、いずれか一つ。

(注2) 口座確認書類とは、通帳写し(見開き面)、キャッシュカードの写しなど金融機関名、支店名、口座名義、口座番号などが確認できるものいずれか一つ。

(2) オンライン申請

世帯主がマイナンバーカードを所持し、かつ、マイナポータルを利用できる環境(パソコン及びカードリーダー、もしくはマイナンバーカードに対応したスマートフォン)が整備されている場合のみ利用することができます。詳しくは、マイナポータル(<http://myna.go.jp/>)を参照ください。

【給付時期】

申請書類受付後順次、記載漏れなどの書類審査のうえ給付します。なお、申請に不備(記載漏れ・添付書類不足など)があれば給付時期が遅れますので、送付前に再度確認をお願いします。

熱中症にご注意を！

初夏を迎えても、多くの方が感染対策のため、マスクの着用を続けています。この状態では、体内に熱がこもりやすくなり、喉の渇きも感じづらくなるので、知らないうちに脱水が進み、熱中症になる恐れがあります。

熱中症のリスクを避けるためにも、小まめな水分補給、エアコンの利用、体を冷やすなど熱中症にご注意ください。

図書館の宅配サービス実施中

相生市立図書館 ☎ 5150

相生市在住の方で、すでに個人登録をされている方を対象に、5月31日まで無料でご自宅に予約本をお届けするサービスを行っています。お電話で、宅配を希望する書籍をお伝えください。

ただし、返却は返却ポストか、図書館再開後の窓口へお願いします。

詳しくは、図書館へお問い合わせください。



『新型コロナウイルス感染症対策特集』

新型コロナウイルス対策本部(危機管理課 ☎ 7132)

力を合わせて 乗り越えよう!!

全国的に新たな感染者数が減少をしており、収束にむけて少し明るさが見え始めたようです。また、市民の皆様のご協力により、私たちの相生市において感染者は発生いたしていません。

しかし、油断は禁物です。皆様には引き続き、不要不急の外出を控え、手洗いや咳エチケットの徹底、ご自身の健康管理など、大切な人や自分を守る行動をお願いいたします。

市民の皆様には多大なご不便、不都合をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

今回、相生市の取り組み状況や相生市独自の支援策をはじめ、国・県の各種支援策を掲載いたしました。それぞれの支援策をご活用いただき、この危機を一緒に乗り越えていきましょう。

相生市新型コロナウイルス対策本部 本部長

相生市長 **谷口 芳紀**

市の対応について

◎市内公立学校園は5月31日(日)まで臨時休校・休園。

◎臨時休校・休園期間中の保育所、学童保育は感染防止対策を徹底し、開設。ただし、家庭での対応が可能な場合には、利用の自粛を要請。

◎看護専門学校は5月31日(日)まで休校。

◎市内公共施設は5月31日(日)まで休館。

◎市及び教育委員会主催イベント等は6月15日(月)まで原則中止・延期。

◎美化センターの6月14日(日)の休日開放を中止。

《感染症対策用品の配布実績》

【市備蓄マスクの配布】

○学童保育、幼稚園・保育所・認定こども園等 (計45,000枚)

○医療機関、歯科医院、接骨院・整骨院 (計19,000枚)

○各福祉施設等 (計20,000枚)

○市内在住妊婦 (1人50枚)

【ごみ袋の配布】

外出自粛要請による家庭ごみの増加に備えて、市指定ごみ袋を全戸配布。

【次亜塩素酸水の配布】

介護サービス事業所、障害者サービス事業所に施設規模に応じて配布。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

事業名 は、相生市独自の対策

生活の支援

特別定額給付金

緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金一人10万円を支給します。

☎相生市特別定額給付金受付 ☎③ 7167

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯への臨時特別給付金として児童手当の受給者に1万円を支給します。

☎子育て元気課子育て支援係 ☎③ 7175

相生っ子応援手当

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）や児童扶養手当（全部支給停止者を除く）の受給者に支給します。

【対象者】 令和2年4月分（3月分を含む）の受給者

【支給額】 児童手当対象児童につき 1万円

児童扶養手当対象世帯につき 5万円

☎子育て元気課子育て支援係 ☎③ 7175

感染拡大予防に係る対策

学びの保障の環境整備

小・中学校の臨時休校に伴いICTを活用した学習支援を推進するため、インターネット環境が整っていない家庭にパソコンやモバイルルーターを貸与して学びが保障される環境を整備します。

☎学校教育課 ☎③ 7143

保育施設等における利用者負担額について

0歳～2歳児の利用者負担額について、登園しなかった日数分を日割りにより減額します。

☎子育て元気課子育て支援係 ☎③ 7175

新型コロナウイルスに伴う徴収猶予について

事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間市税（固定資産税・市県民税等）の徴収の猶予を受けることができます。

☎徴収対策室 ☎③ 7152

住居確保給付金

収入の減少により、住居を失うおそれが生じている人について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を家主、管理会社へ支給します。

☎社会福祉課援護福祉係 ☎③ 7166

国民健康保険傷病手当金

新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状で感染が疑われ、労務に服することができず、給与などの支払いが受けられない被用者に支給します。

☎市民課国保年金係 ☎③ 7154

小学校への学習指導員の配置

臨時休校に伴う未指導分の学習指導に、学習指導員を配置し、少人数に分けた指導や個々の学習状況や心のケアなどきめ細やかな指導を実施します。

☎学校教育課 ☎③ 7143

備蓄用品の確保と活用

備蓄用品を確保し、65歳以上の高齢者、小中学生、幼保育園児にマスクを配布するなど適切に活用します。

☎危機管理課危機管理係 ☎③ 7132

地域経済への支援

持続化給付金事業

特に大きな影響を受けている事業者（大企業を除く）に対し、事業の継続を支え、再起の糧とする給付金を支給します。

【支給額】 法人 最高200万円

個人事業者 最高100万円

☎持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570

休業要請事業者経営継続支援事業

国県の休業等の要請に応じる中小法人・個人事業主を対象に、その事業の継続を支えるための支援金を県と市が協調して支給します。

【支給額】 法人 最高100万円

個人事業者 最高50万円

☎兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル ☎ 078-361-2281

相生市経営継続事業者支援金事業

売上が減少し、経営の継続に困難が生じている事業者に支援金を支給します。

【対象者】 次の全ての条件に該当する事業者

①兵庫県の休業要請の対象外となっている事業者

②市内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業した、相生商工会議所または相生民主商工会の会員

③令和2年4月から6月のいずれかの月の売上が前年同月または前年の月平均との対比で30%以上減少

④社会生活を維持する上で必要な施設または社会福祉施設等（兵庫県から休業要請を受けていない事業者）で、緊急事態宣言の期間中に県における適切な感染防止対策の協力に応じて営業、または自主的に休業

【支給額】 一律10万円

☎地域振興課商工観光係 ☎③ 7133

相生市飲食店等応援プレミアム付食事券事業

売上げが減少している飲食店等について、前売り型の20%プレミアム付食事券を販売し、収入の確保を支援します。

【食事券】 1組500円×12枚を5,000円で販売（6,000円相当）

☎地域振興課商工観光係 ☎③ 7133

セーフティネット保証制度

自然災害等の突発的事由により、経営の安定に支障が生じている中小事業者の資金繰りを支援する融資制度で、融資要件も大幅に緩和されています。

【4号融資】 幅広い業種で影響が出ている地域（全国が指定済）について、借入債務の100%を保証（最大2.8億円）

（融資条件）売上高が前年同月比20%以上減少等の場合

【5号融資】 特に重大な影響が生じている業種（全業種が指定済）について、借入債務の80%を保証（最大2.8億円）

（融資条件）売上高が前年同月比5%以上減少等の場合

※4号、5号ともに、融資上限額3,000万円まで、県の制度融資を活用した民間金融機関融資について実質無利子、無担保、据置最大5年、信用保証料を半額またはゼロとする。

☎地域振興課商工観光係 ☎③ 7133

危機関連保証制度

売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる保証が利用可能となります。

☎地域振興課商工観光係 ☎③ 7133

※詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。